

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人播磨西部福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所に常時勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬であり役員及び評議員としての業務に対する対価をいい、職位のみで報酬を支給するものではない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、食費等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として第4条に定める報酬を支給することができる。

ただし、役員が施設職員として勤務している場合は、役員としての報酬と職員としての給与等の人事費と区別して支給する。

- 2 この法人の全理事に対する報酬の支給額は、各年度の総額が1,200万円を超えない範囲とする。
- 3 この法人の全監事に対する報酬の支給額は、各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。
- 4 評議員には、定款第8条（注1）で定める金額の範囲で、第4条に定める報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員及び評議員に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤の役員に対する報酬は別表1に定める額

- (2) 非常勤の役員に対する報酬は別表2に定める額
- (3) 評議員に対する報酬は別表3に定める額

2 報酬等（職員給与を含む）について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならない。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬及び出張費並びに常勤役員の出張費は、必要な都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第9条 この規定の改廃は、評議員会の議決によって行う。

（補足）

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則

この規程は平成29年6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。

令和1年6月8日第4条1項改訂（定時評議員会の議決日）
令和3年7月3日改訂（定時評議員会の議決日）

別表1 常勤役員

役職名	報酬額
理事長	月額100万円以内
理事	月額50万円以内

但し、会議等に出席した場合は上記月額報酬とは別に別表2の非常勤役員と同額（日）の報酬を支給することができる。

別表2 非常勤役員

区分	職務	報酬額
理事	理事会等会議への出席	5,000円（日）
	上記の他、法人業務の為の出席	10,000円（日）
監事	監事監査	10,000円（日）
	理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席	5,000円（日）
	上記の他	10,000円（日）

別表3 評議員

職務	報酬額
評議員会への出席	5,000円（日）
理事会への出席	5,000円（日）
上記の他法人業務	10,000円（日）

会議開催時の出張費基準（規定第5条3項関係）

距離（片道）	交通費額
0km～5km以下	500円
5km～10km以下	1,000円
10km～20km以下	2,000円
20km～30km以下	3,000円
30km以上	5,000円